

自己評価報告書

平成 23 年 5 月 10 日現在

機関番号：17102

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2011

課題番号：20730048

研究課題名（和文） 刑事手続における要証事実の実証的・理論的研究

研究課題名（英文） Theoretical and Empirical Research on Criminal Proof

研究代表者

豊崎 七絵（TOYOSAKI NANAE）

九州大学・大学院法学研究院・准教授

研究者番号：50282091

研究分野：刑事訴訟法

科研費の分科・細目：法学・刑事訴訟法

キーワード：要証事実、情況証拠、事実認定、刑事手続、裁判員裁判、公判前整理手続

1. 研究計画の概要

実務の運用状況や裁判員裁判・公判前整理手続という新たな制度的状況を踏まえつつ、要証事実の意義を実証的かつ理論的に検討することにより、訴訟制度の枠組みの中で内容的正当性のある事実認定を確保するための具体的な条件を洗い出す。

2. 研究の進捗状況

実証的研究に該当するケース研究（研究対象は、裁判員裁判の対象事件となりうるが、裁判員裁判ならびに公判前整理手続に付されていないケース、裁判員裁判の対象事件となりうるが、公判前整理手続にのみ付されているケース、模擬裁判員裁判が実施されたケース、そして裁判員裁判が実施されたケース）においては、記録の検討やインタビュー調査を行いながら、裁判実務における要証事実の取り扱いについて検討してきた。その結果、合理的疑いを容れない程の証明がなされていない、あるいは主要事実を直接推認させる第一次間接事実ではない間接事実であっても、主要事実を認定するための最終的な総合評価に参加させられている場合が相当数あることを確認し得た。もっとも大阪母子殺人放火事件に係る最三小判平成 22 年 4 月 27 日刑集 64 巻 3 号 233 頁は、このような手法に対するアンチテーゼを含むと解する余地があり、鹿児島夫婦殺人事件に係る鹿児島地判平成 22 年 12 月 10 日をはじめ、裁判員裁判のもとでの帰趨を引き続き検討してゆく必要がある。

理論的研究においては、比較法も踏まえつつ、間接事実の証明と総合評価との関係、ま

た間接事実の証明もしくはレベル（第一次間接事実、第二次間接事実、第三次間接事実...）と推認との関係について考察し、前者については 2010 年度にその成果としての論文を公表し、後者についても 2011 年度にその成果としての論文を公表する予定である。いずれも、訴訟制度の枠組みの中で内容的正当性のある事実認定を確保するための具体的な条件の幾つか その一つは、主要事実を認定するための最終的な総合評価に参加するのは、合理的疑いを容れない程に証明された第一次間接事実であるという条件であることを提示するものである。

3. 現在までの達成度

おおむね順調に進展している。ケース研究のうち、審理状況との関係で、2011 年度に引き続き検討を要するものがある。

4. 今後の研究の推進方策

審理状況との関係で引き続き検討を要するケース研究を行いつつ、これまでのケース研究と理論的研究を踏まえ、本件研究の成果としての論文を執筆・公表することに重点を置く。

5. 代表的な研究成果

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 10 件）

豊崎七絵、布川事件 供述証拠とどう向き合つか、法学セミナー、査読無し、669 号、2010 年、10-13 頁

豊崎七絵、情況証拠と採証法則（最三小判平成 22・4・27）、法学セミナー、査読無し、667号、2010年、124頁

豊崎七絵、間接事実の証明と総合評価 情況証拠による事実認定論（1）、法政研究、査読無し、76巻4号、2010年、667-694頁

豊崎七絵、刑訴法 435 条 6 号の事由があったとした再審開始決定が維持された事例（布川事件第 2 次再審請求抗告審決定）（東京高決平 20・7・14）、法学セミナー増刊速報判例解説、査読無し、vol.5、2009年、217 - 220頁

豊崎七絵、再審・布川事件 即時抗告審の意義、法学セミナー、査読無し、648号、2008年、4-5頁